平成17年7月14日開催仙台地方裁判所委員会議事録

1 開催日時

平成17年7月14日(木)午後1時30分~午後3時30分

2 場所

仙台地方裁判所第5会議室

- 3 出席者
 - (委員) 阿部友康,阿部宮子,板橋徳幸,長田洋子,信濃孝一,須藤 力, 千葉勝郎,中田和範,中村光伸,原 征明,峯岸とも子

(50音順, 敬称略)

(庶務) 北村総務課長, 菅原総務課課長補佐

(委員以外の出席者) 籠谷刑事首席書記官, 久保田事務局次長

4 議事(■委員長,○委員)

テーマ「裁判員裁判の模擬裁判を体験又は傍聴して」

(事前説明について)

- 裁判員制度がスタートした場合,裁判員に選ばれた人に対する事前説明は, 当日やることになるのか、それとも少し前の段階でやることになるのか。
- その辺は専ら参加する裁判員の方の負担の軽減という観点が出てくると思う。選ばれる手続の日と審理をする日が別の日だと裁判所に出てくる回数は増えることにはなる。しかし、効率的に朝9時から始めて、10時か11時ぐらいで選定手続が終わり、その後引き続いて審理をするということになれば、その審理と手続の間に事前説明をすることになると思う。
- 事前説明はよくわかった。こんなふうにかみ砕いて説明してもらわないと、一般の人が裁判員になった場合はわからないんだろうなと思って非常に納得した。むしろ裁判員の守秘義務のところが難しかった。例えば事前に説明書なんかを送られたら、家族にみんな見せて、「明日これ出るんだ、出るんだ。」って言ったり、近所の人に言ったりするとか、一般の方が裁判員になったら守秘義務というのはかなり難しいものになるだろう。
- 具体的に審理が進行している中で説明があれば、事前に説明を受けるよりは、当日こういうことをするという説明を受けて、今こうやっているという説明の方が理解はしやすいんじゃないかなという感じを受けた。

- ある程度イメージができて裁判所へ行った方が本当はいいのかなと思う。
- 候補者の通知,案内の通知の中にこういった説明を入れておくというのは 可能なのか。
- それは十分考えられると思う。一般的な手続説明、大まかにどういうことをやってもらうのかということについての説明を書いて、できるだけ裁判所に出てきてもらうというのが主眼なので、敬遠されないような興味を引くような形で文書をまとめることにはなると思う。
- 余り事前に詳しく流れを説明されると、私なんかにできるのかと不安に思う人もいるのではないか。裁判所に呼ばれること自体に不安を感じる人もいると思う。裁判員に選ばれて、実際の審理が始まる前までの間に、前知識として知らされる方が不安感は少ないような気がする。
- 最初は個別的な情報は知らせないと思うが、事件名くらいは知らせることになるのではないか。どういう手順で情報を与えるかというのはいろんなやり方をやってみて、いい方法を工夫していくんだろうと思う。
- 説明は、印刷されたものの方がわかりやすいと思う。パワーポイントは、 画面が消えてしまうとわからなくなってしまう。
- パワーポイントは便利だが、黒板などに書いて説明をすることも必要だと は思う。
- いつ裁判員に選ばれるかわからない国民が共有する手続的な情報は、最初 に文書にして知らせた方がよいと思う。

(守秘義務について)

- 誰が裁判員に選ばれたかがわかると、何かされるんじゃないかとか、いろいる不安を感じる人がいるので、裁判所からは誰が選ばれたかということは言わない。裁判員に選ばれたことを自分で言う分には良いとは思うが、評議の場面でどういう意見が出たとか、誰がどう言ったかとか、あるいは被告人のプライバシーに関する部分については、常識的に判断することになると思う。
- きちんと説明しないと後でトラブルになったりするので、守秘義務については詳しく説明する必要があると思う。事件の中身に当たること、特に法廷

に出ていることでなくて裁判員として裁判官と評議したりする内容が外へ出ていってしまっては困るが、実際重大事件になれば、マスコミが寄ってきて、どんな話になっているのかということを聞くことはあり得る話だと思う。だから、それをどういうふうにみんなが守るとか、きちっとガードするとかが大変問題になるんだろうと思う。

(審理内容について)

- 起訴状の内容は大きく変わらないような気がするので、冒頭陳述の段階で どれだけかみ砕いて説明できるかということを考えなければならないと思う。
- 法廷へ出た段階で資料を渡されて、それを見ながら何が争点になっているのかを理解することはなかなかできないのではないかと感じた。また、制度上は裁判員が被告人や証人に対して質問ができることになっているが、とてもそのような雰囲気ではなかった。
- 冒頭手続は何を目的にやるものなのか、証拠調べの手続の目的とは何なのかが、裁判は緊迫した雰囲気でどんどんと進んでいくし、裁判所がリーダーシップをとったこともあり、傍聴側から見ていると次のステップはまるっきりシーンが変わってしまい、特に、検察側と弁護人側とが変わるときは、そのぶれが大きいような気がした。専門用語が記載された解説書も必要だし、それぞれの手続きの目的を事前説明の中で具体的に映像などで見せていった方がよいのではないかと思った。
- 例えば、起訴状を読んで、起訴状に対して被告人はここが違うと言って、 弁護人もさらにそれに付言したことを言った後に、この事件の争点がどこか ということを確かめる段階で、裁判所がこの事件の争点についての説明をす ればわかりやすいということになろうか。
- 裁判員にとっては、争点に対しての良し悪しをつなぎ合わせることが最初 のうちはなかなか難しいのではないか。
- 法律あるいは規則では、例えば供述調書というのは要旨を告知するという ことになっているので、模擬裁判では、基本的には丁寧に検察官は要旨の告 知をしたが、余りに抑揚がなくて、かえってわからなくなったんじゃないか なという印象を受けた。要旨の告知こそビジュアル化して、もっとわかりや

すく、いきさつとか争いのない事実に関してはもっとまとめた形で頭に入るような工夫をしないといけないということがよくわかった。また、検察官が早口だったということがわかり、かみ砕いて話す、それから視覚に訴えるような形の工夫、そういったことがこれから必要なんだということがわかった。 評議のときに供述調書を見直すというのは、時間的にないと思うので、争いのない、同意される調書については、供述対照表にして要旨をまとめたものを裁判員に配布して、気になるところはページ数を記載して、現物を読んでもらうというような工夫も必要ではないか。

- 要旨にまとめたものをばんばん出すと、現物を見ないでそればかり見てしまうことになれば、それはそれで問題になるのではないか。
- まとめたものを出すことにするならば、公判前整理の段階で弁護人の方に も見てもらえば、緊張感が保てる法廷になると思う。
- この間の模擬裁判は被告人や証人が全く役であり、非常にリアリティーがなかったので、裁判員も感情移入の余地がなかった。あそこで例えば被告人が非常にしおらしく、悪いことしたとか涙を浮かべるとか、被害者が結構憎たらしい人だったとか、そういうことでかなりジャッジする人の心証というのは変わって、判決自体がどちらかに変わっていく可能性もあったという気がした。
- 裁判の特色として、裁判官のスタンス、検察官のスタンス、弁護士のスタンスがそれぞれあるのではないか。裁判員がどのようなスタンスで入ればよいのかということを説明する必要があるのではないか。
- 裁判員のスタンスとしては、人間として生きていく中でいろんな場面に出くわしたときに判断をしているものを、この裁判でも活かしていただくということに尽きるんじゃないかと思う。
- 証人や被告人に対する質問は、法廷で資料を渡され、争点を整理する時間 がなかったので、できる状態ではなかった。
- 実際の進め方がどうなるかはわからないけれども、一番良いのは節目、節目で休みをとって、その証言のまとめみたいなことをして、自分なりにもまとめて、その上でもう一度その場に入ってその証人に聞きたいことを尋ねるということが良いと思う。

- 裁判資料をいつ渡されるのかということは非常に重要だと思う。資料を早めにもらって、自分なりに読む時間、目を通す時間があれば、幾らか余裕があるのではないかと思う。流れについていくのが精一杯という印象を受け、初めて聞く言葉、初めて経験することがどんどん、どんどん進んでいってしまうと、理解するのに温度差があるような気がした。
- 立証の仕方について、そのポイントに検察官はどういう証拠を出したのか、 その証拠によってどういう点を認定してもらいたいのかが余り見えなかった ように思い、工夫の余地があるという印象を受けた。
- 請求している証拠からどういう事実が認定されるのかということを、まずは検察官の方でうまく説明をして、それに対して弁護人の方が逆に反論をするということになると、証拠をどのように見るのかということで関心を持って見ることになるのではないか。そうしないと、評議の場面で裁判官がいろいろ説明をすることになるし、大変だということにはなると思う。法廷でできるだけ検察官、弁護人それぞれがわかりやすい立証をしてもらうと、それに乗っかった評議がすぐできるということになるのではないか。
- 事前にもしくは早目に書類関係が見られればということはそのとおりだとは思う。公判前整理手続で、争点が何なのかについては、事前に確認することにはなるが、裁判は、起訴状しかないという前提で始まるものであり、難しいのではないか。しかし、途中、途中で区切って確認したり、資料を読んで頭に入れて問題点を把握するということは必要になるだろう。
- 世代によっては理解できない犯罪もあるし、理解するのに時間がかかる場合もあるのではないか。そのような場合には、時間をかけて説明をし、理解してもらう必要があるのではないか。
- 裁判員に選任される場合、候補者の中からどのように絞り込まれるのかに ついて関心を持っているが、ある程度募集体があって、そこからセレクトし ていかないと、裁判員制度はうまくいかないのではないか。
- 選定手続は、これから具体的なところは詰めていくことになるが、義務教育終了が条件ということになっている。裁判所としても選定された人がどういう人かということが事前にわかれば、その人に対して対応できるとは思う。例えば、選定手続が終わった後で、昼食会でもやっていろいろな雑談をするこ

とによってもわかるのではないか。

(評議について)

- 評議は極めてわかりやすかったと思うが、裁判長が判決を言うときに、 「第何条、第何条の何々をして、何々の罪。」などと言っていたときに、こ んなに複雑だったのかと思い、評決と判決では落差があったような気がした。
- 判決自体も工夫の余地があるということになると思う。内容については、 予め裁判員にも説明してから行うことにはなると思う。
- 判決は、殺意を認めたので殺人罪に当たると、更に重要な部分をピックアップするということで、条文は読まない方が良いのかもしれない。
- 評決のときは、まず裁判員に意見を聞き、最後に裁判官が意見を言うという形になるのか。
- 恐らくそのような形になるのではないか。
- 議論が伯仲してくると順番もずれ、各人が言いたい意見を言い出すという こともあるのではないか。ただ、裁判長は、自分が言ってしまうとおしまい みたいなことがあるかもしれないと思われるので、余り自分の意見を最初か ら言わないのではないかと思う。
- 検察庁として広報活動している折に、法務省が作ったビデオを使うが、このビデオの中でも裁判長は意見を言わないもので、ビデオを見た人の感想としては、もっと裁判所がリードすべきではないかという意見が多い。
- 評議の中で意見が多少分かれぎみのときに、最後に裁判長がこうじゃないですかと言ってまとめるという方法もあるのではないか。
- ポイントによっては見方が違うことがあるので、裁判官だって結論を出し 切れない部分があるのではないか。

(その他)

- 脅迫されるとか買収されるというような不安や心配はないのか。
- 可能性としては十分あり得ると思う。
- 裁判に傍聴に来た人には顔が知られるわけであり、関係者の人が傍聴に来 ている可能性もあるのだから、不安がないことはないと思う。

- 事件に関係する人は、裁判員に選ばれる段階で事情を説明して辞退することはできると思う。
- 通知が来て実際に裁判所に出向くまでの期間,自分なりに最低限勉強すべきことが書いている資料などを配布することは考えているのか。裁判所に来てから説明をすることになるのか。
- スムーズに導入していくには、候補者通知を送るときに概括的な説明をして、裁判所に来てもらうときに、もう少し詳しい資料を配布するということになるのではないか。
- テレビなどを見ていると、アメリカ型の陪審員制度のようなものは日本に はなじまないとして、裁判員制度に反対する意見やコメントをする学者など がいるが、それに対する反論や説得も必要ではないか。
- 裁判所としては陪審員制度とは違い、プロの裁判官がいて、そこで一般の 方の新鮮な感覚をミックスしていいものを作っていくんだという説明はして いる。
- 裁判員制度は、導入されれば非常に理想的に展開するというわけでもない ので、やはりいろいろな意見がある中で、そのような意見を加味しながら、 これから作り上げていく制度だと思う。

(裁判員制度の広報活動について)

- 裁判所がポスターを作成していろいろな場所に掲示したり、出前講義で裁判員制度を説明するという方法も結構だと思うが、できるだけたくさんの人が見そうな雑誌に取り上げてもらうという方法が非常に効果的ではないかと思う。
- 雑誌だけでなく、新聞、テレビ、週刊誌、いろんな媒体を利用していくべきだと思うが、今のところこういう制度が始まるんだというような話題にはなっていないと思う。話題にのぼるような工夫も必要ではないか。
- 裁判員が選ばれるときの地域間格差というのはあるのか。
- 県内の人は、選任されれば裁判所に来ていただくことになる。そういう意味では、仙台だけにとどまらず広報活動をしなければいけないことになる。
- 単なる広報記事では余り楽しくないので、ドラマの中で取り上げてもらう

ようなものがおもしろいと思う。

- ドラマで取り上げてもらうとしても、タイトルを見ただけで見てくれない ような裁判員制度そのもののドラマよりは、もうちょっと親しみやすい、普 通のドラマの中に裁判員制度を織り込むようなものがよいと思う。
- 難しい冊子よりは漫画やアニメみたいに変わった方法もいいのではないか と思う。

5 次回期日等

次回期日 未 定

テーマ 未 定